

## 別表 2

### 養蜂等振興強化推進の審査基準について

本事業の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合にあっては採択しないものとします。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機関を含む。)
- ・1及び2の審査基準のうち効率性を除く1項目でも0ポイントとなった場合

#### 1 持続的生産強化対策事業共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	<b>【目的・目標の妥当性】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。</li> <li>・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。</li> <li>・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。</li> <li>・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。</li> </ul>	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	<b>【事業実施計画の妥当性】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。</li> <li>・予算計画は妥当なものになっているか。</li> <li>・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。</li> <li>・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。</li> </ul>	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	<b>【事業実施体制の妥当性】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。</li> <li>・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。</li> <li>・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。</li> <li>・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な</li> </ul>	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

	管理体制及び処理能力を有しているか。		
公益性	<b>【国の支援の妥当性】</b> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

## 2 養蜂等振興強化推進単独の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容は、養蜂業の振興や花粉交配用昆虫の安定確保への直接的な効果が期待できるものとなっているか。</li> <li>・養蜂家や園芸農家のニーズに対応した事業内容となっており、事後評価手法は具体性があるか。</li> <li>・地域における課題が十分に分析されているか。</li> <li>・地方公共団体の関係部局が連携した推進体制となっているか。</li> <li>・協議会の構成員に事業内容に直結した技術指導の経験のある者が含まれているか。</li> </ul>	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも認められない。	5 4 3 2 1 0
②波及効果	<b>ア 蜂群配置調整適正化支援事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蜜源植物の植栽面積が合計3ha以上増加する計画となっているか。</li> <li>・飼育箱数を3%以上増加(生存率が5%以上の向上)又は維持(農薬被害等からの退避が関与する場合のみ)する計画となっているか。</li> <li>・長期的な蜜源として利用可能な蜜源樹木を200本以上植栽する計画となっているか。</li> <li>・協議会を構成する都道府県において、蜂群配置調整の適正化に資する取組(蜜源植栽等)を支援する予算が本公募年度の前年度に成立したか。</li> <li>・実態把握調査により得られるデータを蜂群配置調整に活用する計画となっているか。</li> </ul> <b>イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象作物の栽培に花粉交配用蜜蜂を利用している園芸農家のうち、協議会に参加している園芸農家の割合が、60%以上であるか。</li> </ul>	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも認められない。	5 4 3 2 1 0

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。</li> <li>・園芸農家又は養蜂家向け講習会を開催する計画となっているか。</li> <li>・蜜蜂の安定調達に資する技術実証を行う計画となっているか。</li> <li>・10戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。</li> </ul> <p>ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標の指標が、事業実施前と比べ60ポイント以上増加するか。</li> <li>・利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。</li> <li>・園芸農家向け講習会を開催する計画となっているか。</li> <li>・利用技術の実証成果を都道府県全域で普及する計画となっているか。</li> <li>・10戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。</li> </ul>		
--	---	--	--